

## 随意契約理由書

### 1. 案件名称

教育支援センター(メタバース)モデル設置事業業務委託

### 2. 契約の相手方

monoAI technology 共同事業体

(代表構成員)monoAI technology 株式会社

(構成員)株式会社サクシード

### 3. 随意契約理由

近年、不登校対策の施策による支援は進んでいるものの、外出が困難で他社や社会とのつながりを得られていない児童生徒への支援は、十分に整備されていない状況にある。本事業では、こうした状況に対応するため、メタバース空間の活用により、外出が困難で学校内外において十分な支援を受けられていない児童生徒に対する学習支援、相談支援及び社会的自立に向けた支援を実施する。

事業の実施にあたり、ノウハウや専門性を有する事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行った。

monoAI technology 共同事業体は、教育支援センター(メタバース)モデル設置事業業務委託事業者選定委員会において総合的に優れた提案を行ったため、契約を締結するものである。

### 4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5. 担当部署

教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当(電話番号 06-6208-9181)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和8年度 教職員間におけるハラスメント相談窓口担当者研修業務委託

### 2 契約相手方

株式会社 Meta-Design-Development

### 3 随意契約理由

本事業は、学校園におけるハラスメントに関する相談件数が、令和5年度以降、高止まりしている状況であること、また、校園内で管理職に相談したが対応してくれない等、多岐にわたる相談への対応に苦慮している管理職の姿がうかがえる状況となっていること、加えて、相談の中には、パワーハラスメントとは言えないまでも、職場の人間関係の悪化による職場環境の改善要望、行為者に対する処分要望が多くを占めている状況であることから、校園内相談窓口である管理職に各種ハラスメントの理解を深めるとともに、対応スキルを向上させ、行動実践に結び付けることを目的に研修を行うものである。

実施にあたっては、事業者からの実践的な提案や研修手法の創意工夫等が必要不可欠であり、民間事業者の持つ専門的な知識やノウハウが必要であるとともに、本市の各種ハラスメント防止指針の内容を熟知したうえで、管理職におけるハラスメントの知識向上や、他自治体を含めた教職員間のハラスメント事案を通じた管理職のハラスメント相談対応力向上に向けた効果的な研修内容の立案や高い企画力が求められることから、公募型プロポーザル方式による事業者の選定を行った。

その結果、株式会社 Meta-Design-Development は公募型プロポーザル選定委員会において総合的に優れた提案を行ったため、契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当  
(電話番号 06-6208-9059)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

大江小学校ほか5校の校舎改築に係る拠点管理サーバ移設作業業務委託

### 2 契約の相手方

N T T 西日本株式会社

### 3 随意契約理由

本業務は学校の校舎改築及び校舎移転に伴い、パソコン教室等に設置している拠点管理サーバ機器一式を取り外し、それぞれの移設先へ再設置を行い、機器接続試験、動作確認試験及びネットワーク接続試験を実施し、正常に動作することを確認するものである。

移設する機器については、令和3年度大契甲第7006号「教育情報ネットワーク拠点管理サーバ等一式 長期借入」（契約相手方：NTT・TCリース株式会社）により借入・保守契約を行っている機器であり、所有権は借入業者にある。そのため、借入業者が指定する業者以外には本業務の履行が不可能である。

したがって、前記業者より機器の設置・設定業務を指定されているN T T 西日本株式会社以外には行えないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（G4）

### 5 担当部署

教育委員会事務局 総務部教育デジタル推進課

教育基盤グループ

（電話番号 06-6115-8081）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和8年度教員採用選考に係る第一次選考の共同実施に関する自治体協議会教員採用選考試験問題作成事業業務委託

### 2 契約相手方

公益財団法人日本人事試験研究センター

### 3 随意契約理由

本件は、教員採用選考に係る第一次選考の共同実施のために設置された「教員採用選考に係る第一次選考の共同実施に関する自治体協議会」（以下「協議会」という。）の構成自治体として、大阪府が、共通問題配付方式により実施する教員採用選考テストの筆答テストで使用する教養試験及び教科専門試験の試験問題について、作成・提供を受けるための契約である。

協議会は、会則に基づき共同調達を実施し、共同調達に係る入札は協議会長所属自治体が協議会を代表して実施している。「教員採用に係る第一次選考の共同実施に関する自治体協議会の実施する入札に関する規程」により、会長所属自治体が協議会を代表して作問事業者を選定し、その他の参加自治体は当該落札事業者と個別に随意契約を締結する。

さらに、協議会と契約相手方との間で「教員採用選考試験問題の提供に関する協定書」が締結され、契約相手方は仕様書に基づき構成自治体と協議の上で契約を行うこと、問題作成料は総額を構成自治体数で按分した額を基本として各構成自治体と契約すること等、提供条件・費用負担の枠組みが定められている。

本事業は、構成自治体が同一の共通問題を用いて選考を実施することにより、公平性・同一性を確保するとともに、試験問題の厳格な機密保持（漏えい防止）及び品質管理を担保することを前提としている。これらの要件は、協議会の下で、単一の作問主体が一元的に作成・管理・提供することによって担保でき、自治体ごとに競争入札等で別事業者を選定した場合は、統一された問題の同質性の確保、情報管理の統一、責任所在の明確化、費用分担スキームの整合が困難となり、共同実施の目的を達成できないおそれがある。

以上のことから、本事業は契約の目的・性質上、協議会長所属自治体の実施した入札の落札事業者と契約することが不可欠であり、競争入札に付することが適当でないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、上記業者と随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

教育委員会事務局教務部教職員人事担当（教員採用・管理職人事グループ）  
（電話番号 06-6208-9123）